## 「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』2次推薦の申請受付開始(お知らせ)

文部科学省から2次推薦に係る通知がありましたので、申請受付を開始します。 この支援は、特に家庭から自立してアルバイト収入により学費等を賄っている学生等で、 今般の新型コロナウイルス感染症拡大の影響による当該アルバイト収入の大幅な減少等に より、大学等での修学の継続が困難になっている者に対し、現金を給付するものです。

- ■申請書類お渡し期間 7月9日(木)~7月16日(木)12時まで \*時間厳守
- ■申請書類提出期限 7月20日(月)16時 \*時間厳守
- ■給付額 住民税非課税世帯の学生 20万円 上記以外の学生 10万円
- ■採用人数 各大学へ推薦枠の配分が行われます。 推薦枠以上の申込みがあった場合は、総合的に判断して、より困難な状態にある学生を推薦します。

## ■支給対象者の要件(基準)

- 1. 以下の①~⑥を満たす者(留学生については、①~⑤及び⑦を満たす者)
- ① 家庭から多額の仕送りを受けていない
- ② 原則として自宅外で生活をしている
- ③ 生活費・学費に占めるアルバイト収入の割合が高い
- ④ 家庭(両親のいずれか)の収入減少等により、家庭からの追加的支援が期待できない
- ⑤ コロナ感染症の影響でアルバイト収入が大幅に減少している
- ⑥ 既存制度について以下の条件のうちいずれかを満たす
  - 1) 高等教育の修学支援新制度の第 I 区分の受給者
  - 2) 高等教育の修学支援新制度の第II 区分または第III区分の受給者であって、第一種奨学金の併給が可能な者にあっては、限度額まで利用している者又は利用を予定している者
  - 3) 高等教育の修学支援新制度に申込みをしている者又は利用をしている者であって、 第一種奨学金の限度額まで利用している者又は利用を予定している者
  - 4) 高等教育の修学支援新制度の対象外であって、第一種奨学金の限度額まで利用している者又は利用を予定している者
  - 5) 要件を満たさないため高等教育の修学支援新制度又は第一種奨学金を利用できないが、民間等を含め申請が可能な支援制度の利用を予定している者

- ⑦ 留学生等については、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、経済的に困窮している ことに加えて、以下の要件を満たすことが必要
  - 1) 学業成績が優秀な者であること。具体的には、前年度の成績評価係数が 2.30 以上であること
  - 2) 1か月の出席率が8割以上であること
  - 3) 仕送りが平均月額90,000円以下であること(入学料・授業料等は含まない)
  - 4) 在日している扶養者の年収が500万円未満であること。
- 2. 上記 1. を考慮したうえで、経済的理由により大学等での修学の継続が困難であると大学が必要性を認める者

詳細は、学生生活(穂垣/塩田)までお問い合わせください。平日(月~金)9:00~16:00 TEL: 082-225-8006 mail: gakusei01@eum.ac.jp

- ※1次募集の対象外となった学生も、2次募集の際には再度学内での選考対象となり、申請 書類の提出は不要です。
  - 1次募集で給付された学生は対象外です。
- ※申請の内容に相違ないことを誓約してください。申請書類に虚偽があった場合は返金していただきます。